

# FFGにおけるCSR

当社グループは、『CSR』を「ステークホルダー（利害関係者：地域社会・お客さま・株主・従業員）とのよりよい関係を構築することにより、企業および社会の持続的成長を実現すること」と考え、法令遵守・リスク管理態勢の強化といった企業経営に関する取り組みはもとより、ステークホルダーに対するさまざまな取り組みを行っています。

また、当社グループは、グループ経営理念の実践とも言

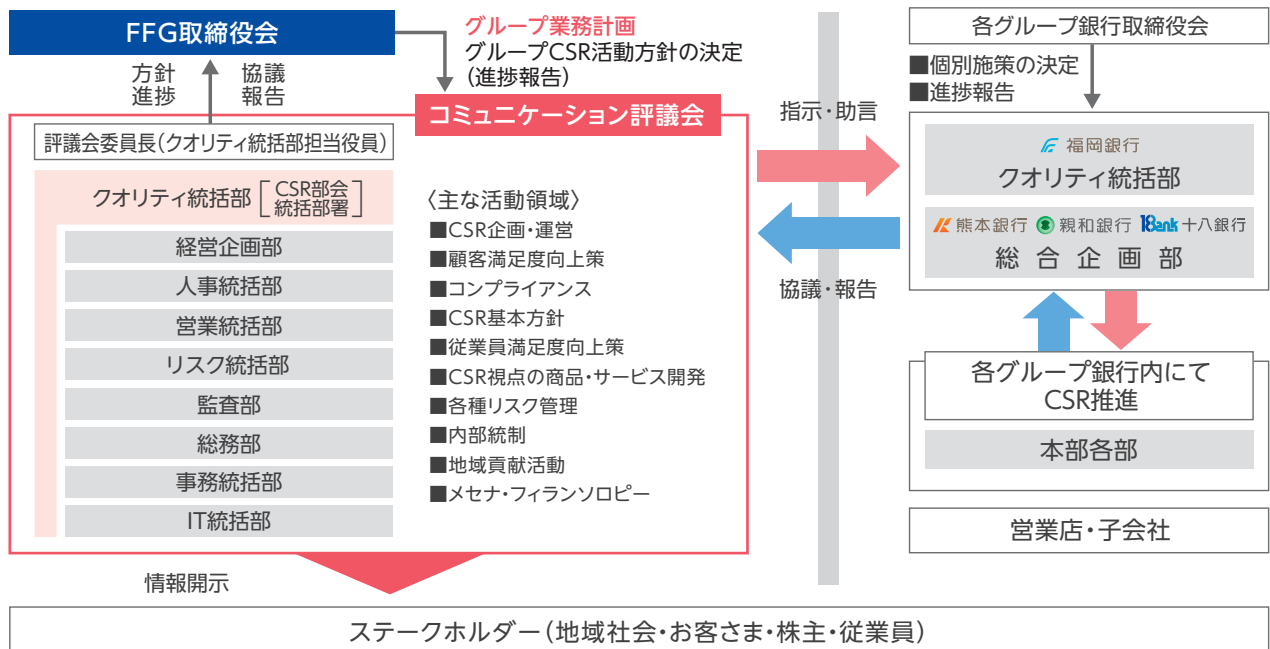
うべき事業活動そのものが『CSR』であると考え、地域金融機関に期待される地域社会の信用を維持するとともに金融の円滑を図り、地域経済の健全な発展に貢献する『社会の公器』（公共の機関）としての社会的責任はもとより、地域金融グループとしての役割・特性を活かして持続可能な社会を実現するため、最も貢献できる分野において、さまざまな変革と価値創造に寄与する活動を展開しています。

## FFGにおけるCSRの定義

CSRとは、全てのステークホルダーがFFGに抱く経済的、法的・倫理的、もしくは心情的な期待に対して、バランスのとれた意思決定を行い、さまざまな価値を提供することで、ステークホルダーの持続可能な成長を促進し、FFGの持続的な発展を実現していくこと。



## FFGのCSR経営/推進体制



当社グループで取り組むCSR活動は、その時々、社会的課題や要請に対し、受動的に答えるのではなく、持続可能な活動として自発的かつ継続的に実施していくことが基本となります。

具体的には、活動方針として『3つの活動領域』と『3つの活動層』を設定しています。これは、「環境共生活動」・「生涯学習支援」・「ユニバーサルアクション」の3つの活動層を重点分野

として設定した上で、「銀行業務プロセス」・「商品・サービス」・「本業外の社会貢献」の3つの活動領域でそれぞれバランスをとりながら、さまざまな活動にチャレンジするものです。

CSR活動を通じて、当社グループの「広域展開型地域金融グループ」としての役割・特性を活かしながら、良き企業市民・良き企業人としての責務を果たすとともに、社会の変革と新たな価値創造に挑戦していきます。

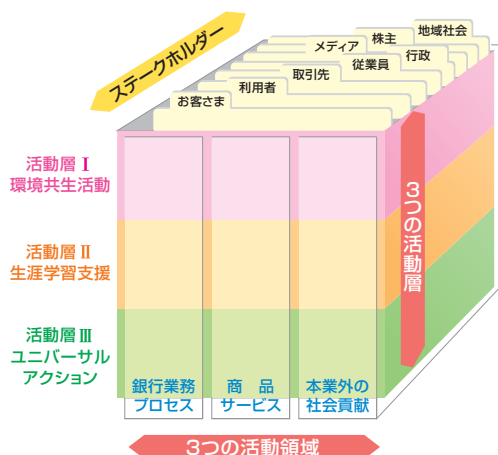
### 3つの活動領域(Activity Area)

<p><b>銀行業務プロセスにおけるCSR</b></p> <p>コーポレートガバナンス、法令等遵守、各種リスク管理、情報開示といった企業経営の根幹となる体制構築・整備をはじめ、従業員の雇用や自らの環境負荷軽減活動等といった、銀行業務の全プロセスに係る取り組み</p>
<p><b>銀行の商品・サービスによるCSR</b></p> <p>銀行のもつ金融機能を活用して、社会的に意義ある商品・サービスを開発・提供する取り組みおよび金融ビジネス</p>
<p><b>本業外の社会貢献におけるCSR</b></p> <p>本業とは直接的な関係は薄いですが、経営資源を活用して、社会的課題に関与する取り組み（ボランティア、文化芸術活動等含む）</p>

### 3つの活動層(Activity Layer)

<p><b>活動層Ⅰ 環境共生活動</b></p> <p>地球に負の影響をおよぼす環境問題は、当社グループが共生を図っていく『地域』にとっても看過できない重要課題です。当社グループは、自らの環境負荷の抑制・軽減に努めるとともに、『金融』がもつ役割・機能を介して、環境保全に資する商品・サービスを積極的にステークホルダーの皆さまへ提供していきます。</p>
<p><b>活動層Ⅱ 生涯学習支援</b></p> <p>次世代を担う子どもの豊かな感受性、人間性の形成はもちろんのこと、全ての人々のライフサイクルに応じたさまざまなシーンで、金融知識の普及を通じた生涯学習を支援していきます。また、企業市民としての『法人』を対象とした各種啓蒙活動にも取り組みます。</p>
<p><b>活動層Ⅲ ユニバーサルアクション</b></p> <p>店舗チャネルなどのハード面や、商品・サービスなどのソフト面、従業員一人ひとりの応対といったヒューマン面において、高齢者、障がい者、子ども、女性などに特定しない『みんなに優しい』をキーワードにした、デザイン、機能、サービスを充実させる活動を展開します。</p>

### 3つの活動領域と3つの活動層の組み合わせ(CSR CUBE)



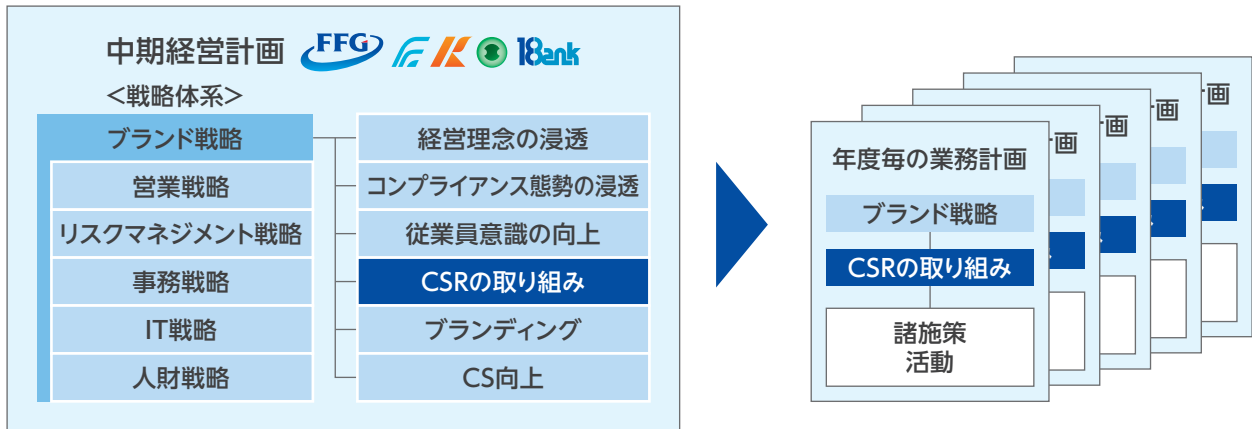
3つの活動領域と3つの活動層の最適な組み合わせ=バランスのとれたCSR経営を展開することで、社会の変革と新たな価値創造に挑戦していきます。

また、社会のCSRに対する関心の高まりを踏まえ、事業活動を通じたステークホルダーへの価値提供に係る各種情報をCSR視点で収集・体系化の上、正確かつ分かりやすい内容で積極的に開示していきます(ホームページ、ディスクロージャー誌等で情報開示を行います)。

# CSRと経営戦略の融合

当社グループのCSRは、グループ経営理念に基づく事業活動そのものであり、その事業活動の中・長期的な視点で方向付ける『中期経営計画』や、中期経営計画の経営目標を実現するために年度ごとに策定される『業務計画』と一体不可分の関係にあります。そのため、FFGで取り組むCSRの活動は、グループ各社の中期経営計画や業務計画の中で

各種戦略と融合し、具体的な活動/施策として反映されています。また、経営陣自らがCSR活動におけるリーダーシップを発揮し、ビジョンと責任感をもって率先垂範して行動することで、全ての従業員を動機付け、グループ全体の活動状況を適時適切にモニタリングしていきます。



## 環境共生活動

### 環境への取り組み

当社グループでは、2009年4月にグループ共通の環境方針を策定し、環境問題に対して、自らの環境負荷の抑制・軽減に努めるとともに、「金融」が持つ役割・機能を通じて、環境保全に繋がる商品やサービスを積極的に提供しています。

### 環境格付融資 FFG「エコ・ローン」

オリジナリティと地域密着を目指し、地元九州の環境に配慮した経営を行う企業の取り組みをFFG独自の「環境格付」で評点化、金利優遇を行う商品を取り入れています。

### エコ活動

当社グループ独自の節電プログラムを展開し、電力使用量の削減に努めています。また、太陽光発電や営業店のATMコーナーへのLED照明の採用など、エコオフィス化も推進しています。

あわせて、社員一人ひとりの環境保全への意識向上を目指し、支店独自の環境美化活動も積極的に実施しています。

### FFGの環境方針4つの柱

#### (1) 環境マネジメントシステム(EMS)の継続的実施

- 地域の環境保全のために、目標を設定し、具体的な活動を通じて達成を目指します。
- 活動を評価し、必要な見直しを行うなど、環境マネジメントシステムを継続的に改善します。

#### (2) 本業を通じた環境面への取り組み

- 本業を通じて環境活動の側面からも地域貢献に努めます。

#### (3) 環境配慮活動の実施

- 省エネ・省資源活動への取り組みおよび環境保全に配慮した社会貢献活動の実践により、環境への負荷軽減に努めます。

#### (4) 全役職員への周知と徹底

- 本方針を当グループ全役職員が認識し、一人ひとりが環境問題について考え、自主的に行動し、改善活動を実践していきます。



## Ⅰ 生涯学習支援

次世代を担う子どもたちの成長を支援するため、金融知識の普及や文化芸術・スポーツ活動の機会の提供といった生涯学習支援を実施しています。

### 小学生向けの金融教室



親和銀行では、長崎国際大学開催の公開講座「NIUキッズキャンパス」で教室を開催しました。銀行の話や模擬紙幣を使った体験を通じて、保護者を含め約100名の参加者に、お金にまつわる学びを提供しました。

### 女声合唱フェスティバル



熊本銀行協賛による第33回「女声合唱フェスティバル」を開催し、31団体、約600名が参加しました。エンディングで熊本地震復興の祈りを込めて全員で「ふるさと」を合唱し、力強い歌声がホール内に響き渡りました。

### 高校生金融経済クイズ選手権



十八銀行では、第13回全国高校生金融経済クイズ選手権の長崎大会を主催し、行員24名が運営をサポートしました。県内11チーム22名の参加者に、金融経済の仕組みを楽しみながら学ぶことで、夢を実現し生活を守るための「金融知力」を培う機会を提供しました。

### ラグビーフェスタ



福岡銀行ラグビー部では、11回目となる「FFGラグビーフェスタ」を開催しました。福岡・熊本・長崎3県から、主に小学校高学年のラグビーチーム90名を招待し、指導や交流試合を通じて、たくさんの声援の中でプレーの楽しさを感じていただきました。

## Ⅱ ユニバーサルアクション

### 「みんなに優しい」銀行を目指して

障がいのある方やご高齢の方などに特定せず、誰もがもっと利用しやすい銀行を目指してバリアフリー機能を備えた店舗へのリニューアルを進めています。全店に、「車椅子」「補聴器」「コミュニケーションボード」などの各種ユニバーサルツールを設置しているほか、介助資格保有者の配置や点字名刺の使用、ユニバーサルマナー検定の導入など、バリアフリー対応を進めています。より多くのお客さまに心地よくお過ごしいただける店舗づくりを通じ、「あなたのいちばんに。」の実現を目指しています。

### 地域振興へのサポート

FFG文化芸術財団では、福岡・熊本・長崎の3県において、地域振興に繋がる活動を行っている個人・団体に対し、公益事業「ふるさと振興基金」として活動資金の助成を行っています。2018年度下期は、3県で総額335万円を12先に助成しました。

公益財団法人「十八銀行社会開発振興基金」では、長崎県内における地域の教育、科学、文化、スポーツ、社会生活環境の整備および国際化等に関する活動をサポートするため、2018年度下期には総額284万円を10先に助成しました。

### TABLE FOR TWO

2009年6月から、従業員の健康維持と社会貢献へ同時に取り組む「TABLE FOR TWO」に参加しています。グループ内4拠点の社員食堂でヘルシーメニューを注文すると、1食につき20円が発展途上国の学校給食費として寄付されます。2019年3月末までの寄付金は、合計2,600,130円となります。

### BELCA賞の受賞

福岡銀行本店営業部の建物が、国土交通省所管の公益財団法人ロングライフビル推進協会が主催する「第28回BELCA賞(ロングライフ部門)」を受賞しました。黒川紀章設計の大胆な構成による巨大な軒下空間を公開空地として地域に開放し続け、近年ではオープンカフェやスロープの設置による大幅改修で街路との繋がりを深めるなど、市民に親しまれる建物として長期にわたる適切な維持保全や優れた改修を実施してきたと評価されました。



### 「みんなに優しい」店舗づくり

- ・店舗のバリアフリー化
- ・お客さま責任者・介助資格取得者の全店配置
- ・普通救命講習受講者の配置
- ・認知症サポーターの配置
- ・下記ユニバーサルツールの全店設置

(AED・車椅子・老眼鏡・視覚障がい者対応ATM・コミュニケーションボード(聴覚障がいがある方・外国人)・耳マーク案内板(筆談でのご案内)・助聴器・貸傘・ほじり犬ステッカー)



車椅子寄贈



コミュニケーションボード

# コーポレートガバナンス

## コーポレートガバナンスの基本的な考え方

当社グループは、株主、お客さま、地域社会、従業員等のあらゆるステークホルダーに対し価値創造を提供する金融グループを目指すことをグループ経営理念として掲げ、経営の基本方針としております。

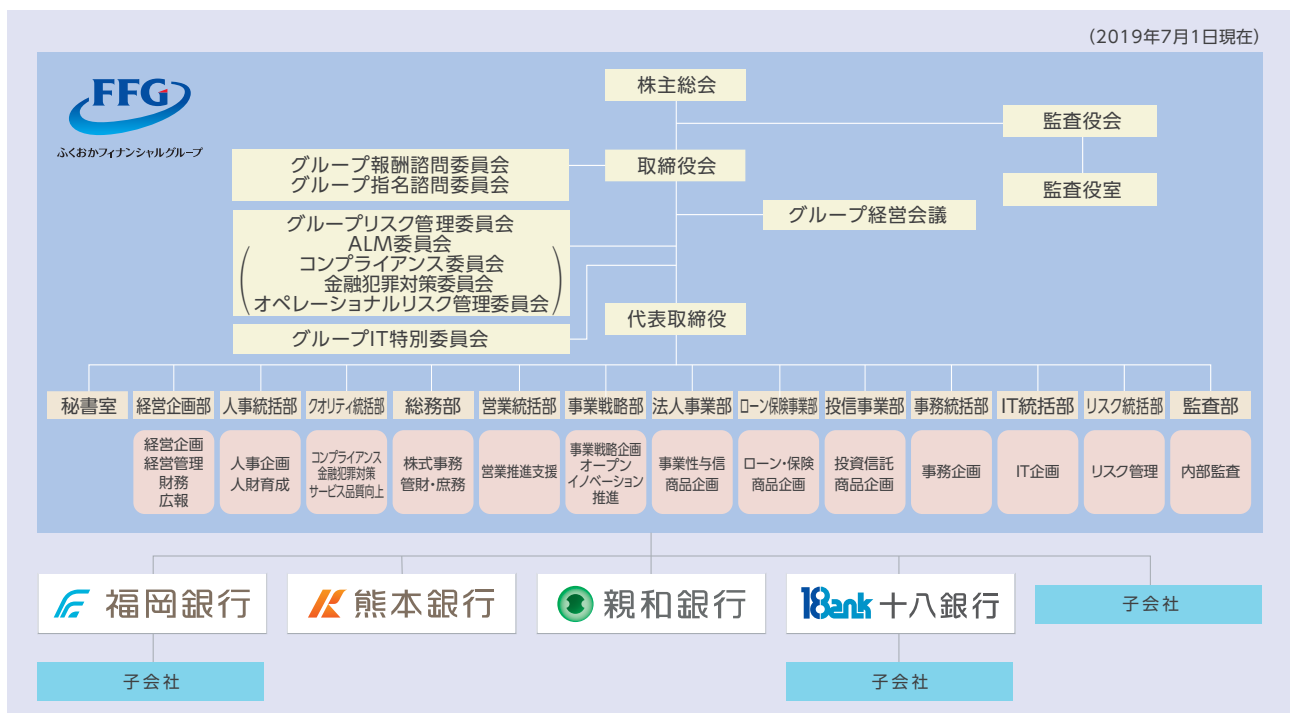
このグループ経営理念のもと、当社は、当社の中核子会

社である福岡銀行、熊本銀行、親和銀行および十八銀行を中心とした当社グループを統括する持株会社として、グループの経営資源を適切に活用しグループ全体の健全且つ適切な運営を行うため、実効性の高いコーポレートガバナンスの実現に取り組んでおります。

## コーポレートガバナンス体制

当社の経営機構・業務機構の概要は以下のとおりであります。

### ■コーポレートガバナンス体制図



#### ●取締役会および取締役

取締役会は13名の取締役(うち社外取締役2名)で構成されており(監査役3名も出席)、法令・定款で定める事項のほか、グループ経営に係る基本方針の協議・決定や、子銀行の経営管理、業務執行等における重要な事項に関する意思決定を行うとともに、取締役および執行役員職務の執行を監督しております。

#### ●監査役会および監査役

監査役会は3名の監査役(うち社外監査役2名)で構成されており、グループ全体の監査に係る基本方針および監査計画に基づき、取締役の職務執行状況の監査のほか、グループ全体の業務および財産の状況等に関する調査を行っております。

## ■取締役会の構成

役職名	氏名	備考
取締役会長兼社長(代表取締役)	柴戸 隆成	福岡銀行 取締役会長兼頭取(代表取締役)
取締役副社長(代表取締役)	吉田 泰彦	福岡銀行 取締役副頭取(代表取締役)
取締役副社長(代表取締役)	白川 祐治	福岡銀行 取締役副頭取(代表取締役)
取締役執行役員	森川 康朗	福岡銀行 取締役副頭取(代表取締役)
取締役執行役員	横田 浩二	福岡銀行 取締役副頭取(代表取締役)
取締役執行役員	野村 俊巳	熊本銀行 取締役頭取(代表取締役)
取締役執行役員	青柳 雅之	熊本銀行 取締役副頭取(代表取締役)
取締役執行役員	吉澤 俊介	親和銀行 取締役頭取(代表取締役)
取締役執行役員	大庭 真一	親和銀行 取締役専務執行役員(代表取締役)
取締役執行役員	森 拓二郎	十八銀行 取締役頭取(代表取締役)
取締役執行役員	福富 卓	十八銀行 取締役専務執行役員(代表取締役)
社外取締役	深沢 政彦	アリックスパートナーズ・アジア・LLC アジア共同代表兼日本共同代表
社外取締役	小杉 俊哉	合同会社THS経営組織研究所 代表社員

## ■監査役会の構成

役職名	氏名	備考
監査役(常勤)	田中 和教	
社外監査役	杉本 文秀	長島・大野・常松法律事務所 マネージング・パートナー
社外監査役	山田 英夫	早稲田大学大学院経営管理研究科 教授

### Pick up! 取締役会の実効性評価の結果(概要)

取締役会は、毎年、取締役会全体の実効性について分析・評価を行っております。この取り組みを継続することにより、コーポレートガバナンスの実効性を更に高め、中長期的な企業価値向上に繋げてまいります。

2018年度の評価の方法および結果の概要は以下のとおりです。

#### [評価方法]

取締役会の実効性評価は、以下の方法にて実施しました。

- ① 取締役・監査役・執行役員に対してアンケートを実施
- ② 社外役員には、より幅広い意見を得るため、インタビューを実施
- ③ ①②の結果を踏まえ、取締役会全体の実効性を取締役に分析・評価し、課題認識の共有や改善策の協議等を実施

なお、評価方法全般およびアンケートの内容については、外部専門家の客観的な目線によるレビューを踏まえて決定しております。

#### [評価結果(概要)]

- 全体として、取締役会は適切に運営され、取締役会全体の実効性を確保していることを確認しました。
- 昨年の評価結果を踏まえ、取締役会・経営会議等の議案資料の早期提供や、執行部門の主要テーマ・課題等を経営陣間で共有するための報告等を実施しました。
- また、社外役員が執行部門と毎月さまざまなテーマについて自由に意見交換する場を継続して設けており、当社に対する理解を深め、中期経営計画の策定に関して専門的知見に基づくアドバイスをいただくなど、社外役員が当社の期待する役割を果たし、適切に社内の議論に関与できる体制を構築しております。
- さらに企業価値向上に向けて、従来以上に戦略的議論を活性化させることが重要であるとの課題認識を共有しました。
- 取締役会以外の場も含めて、戦略に係る重要テーマをしっかりと議論できる態勢を整えるとともに、社外役員の知見を一層発揮いただくため、執行部門との更なる連携強化に取り組むこと等を確認しました。

### ●監査役室

監査役制度を有効に機能させるため、監査役をサポートする専属スタッフ(2名)を配置しております。

### ●グループ指名諮問委員会・グループ報酬諮問委員会

グループ指名諮問委員会およびグループ報酬諮問委員会は、経営の透明性と公正性を高めるため、取締役会の諮問機関として、取締役等の選解任に関する事項や取締役等の報酬に関する事項等を審議しております。なお、それぞれの構成は以下のとおりです。

グループ指名諮問委員会	
取締役会長兼社長	柴戸 隆成 (諮問委員長)
取締役副社長	吉田 泰彦
取締役副社長	白川 祐治
社外取締役	深沢 政彦
社外取締役	小杉 俊哉
社外監査役	杉本 文秀
社外監査役	山田 英夫

グループ報酬諮問委員会	
取締役会長兼社長	柴戸 隆成
取締役副社長	吉田 泰彦
社外取締役	深沢 政彦 (諮問委員長)
社外取締役	小杉 俊哉
社外監査役	杉本 文秀
社外監査役	山田 英夫

### ●グループ経営会議

グループ経営会議は11名の業務執行取締役(議長は社長)で構成されており(常勤監査役も出席)、取締役会で定める基本方針や委嘱された事項に基づき、グループ経営計画やグループ業務計画等の業務執行に関する重要な事項を協議しております。

### ●グループリスク管理委員会

グループリスク管理委員会は11名の業務執行取締役および所管部室長(委員長は社長)で構成されており(常勤監査役も出席)、グループ全体の各種リスク管理態勢に係る協議のほか、資産ポートフォリオ管理、コンプライアンス、金融犯罪対策管理に関する事項等についての協議・報告を行っております。

### ●グループIT特別委員会

グループIT特別委員会は11名の業務執行取締役および所管部室長(委員長は社長)で構成されており(常勤監査役も出席)、グループ全体のITガバナンスの強化を図るため、IT戦略やシステムリスク管理強化およびシステム投資等について協議しております。

### ●執行役員

取締役会の意思決定の迅速化と業務執行機能の強化を図るため、取締役会の決議により20名(うち11名は取締役を兼務)の執行役員を選任し、業務執行を委嘱しております。

# コンプライアンスへの取り組み

コンプライアンス(法令等遵守)は、信用が最大の財産ともいえる金融機関にとって最も重要なテーマのひとつであり、当社グループでは、コンプライアンスを経営の最

重要課題のひとつと位置づけ、コンプライアンス態勢の充実と強化に取り組んでいます。

## コンプライアンス憲章

### ■信頼の確立

社会的責任と公共的使命の重要性を常に認識し、健全かつ適切な業務運営を通じて、お客さまや社会からの長期的にわたる揺るぎない信頼の確立を図ります。

### ■地域社会への貢献

お客さまの満足をお客さまの目線で考え、お客さまのニーズに適した質の高い金融サービスの提供を通して、地域社会・経済の発展に貢献いたします。

### ■法令等の厳格な遵守

あらゆる法令やルールを厳格に遵守することはもとより、社会的規範に則り、誠実かつ公正な企業活動を遂行します。

### ■情報の適切な管理

お客さまに関する情報および業務上の機密情報について、適切な管理と保護を徹底いたします。

### ■社会とのコミュニケーション

適時適切な情報開示を積極的かつ公正に行い、経営の信頼性・透明性の確保に努めるとともに、環境への取組

みをはじめ、広く社会とのコミュニケーションを行います。

### ■人権の尊重

全ての人の基本的人権を尊重するとともに、日々の研鑽により人権感覚を醸成し、人間尊重を基本とした企業活動を行います。

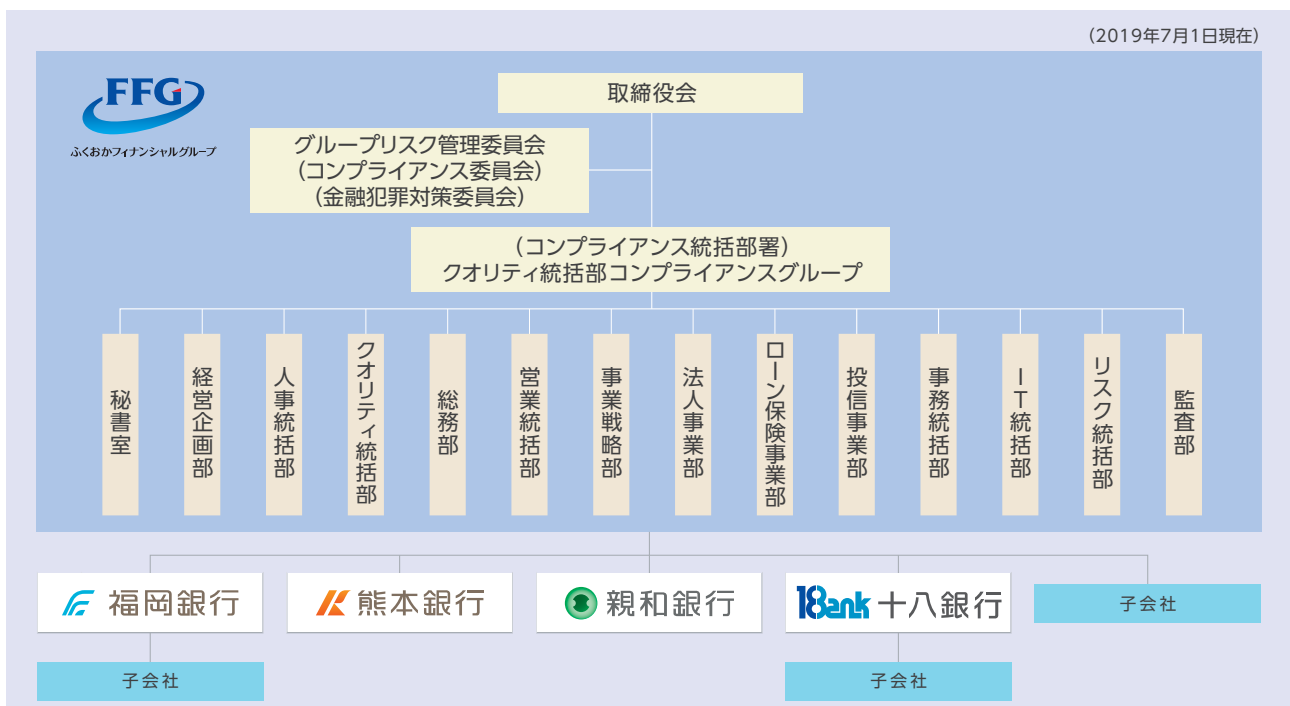
### ■反社会的勢力との関係遮断、テロ等の脅威への対応

市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体に対しては、毅然とした態度を貫き、関係遮断を徹底します。また、国際社会がテロ等の脅威に直面している中で、マネー・ロンダリング対策およびテロ資金供与対策の高度化に努めます。

### ■経営陣の率先垂範

経営陣および各部門の責任者は、本憲章の精神を実現することの重要性を認識し、率先垂範の上、グループ内に周知徹底します。本憲章に反するような事態が発生した場合は、自ら問題解決にあたる姿勢を明らかにし、原因究明、再発防止に努めます。

## ■コンプライアンス体制





## 基本方針

コンプライアンスに関するグループ共通の基本的な価値観、精神、行動基準を示した「コンプライアンス憲章」ならびに倫理規程・行内ルールおよび法令等を集大成した「コンプライアンス・マニュアル」を制定し、研修指導等により周

知徹底しています。また、具体的実践計画として「コンプライアンス・プログラム」を年度毎に策定し、各種規程の一層の整備等に取り組んでいます。

## コンプライアンス運営体制

当社および子銀行は、取締役会の下部組織として「コンプライアンス委員会」を設けるとともに、コンプライアンス統括部署を設置し、コンプライアンス態勢および顧客保護等管理態勢の評価・チェックを定期的実施しています。

## 顧客保護・個人情報保護

当社および子銀行は、お客さまの正当な利益の保護や利便性の向上に向けた継続的な取り組み（金融円滑化の観点や金融ADR制度の観点からの顧客保護を含む）を行っております。

金融商品販売については、当社および子銀行に金融商品管理部署を設置し、金融商品取引法等への法令等対応、モニタリング等により顧客保護等管理態勢の強化に取り組んでいます。

お客さまからの相談、要望および苦情等について、公正・迅速・誠実に対応し、お客さまのご理解と信頼を得られるよう努めるとともに、サービス品質の向上、取り組みの改善に役立てています。

また、個人情報についても、適切な保護と利用を図るため「個人情報保護宣言」等各種規程を整備し、各部署内に個人情報管理者を設置するとともに、継続的な研修等により適切な取扱いに努めています。

## 反社会的勢力の排除

当社および当社グループ会社は、反社会的勢力の対応所管部署を定めるとともに、警察、弁護士等外部専門機関とも連携し、反社会的勢力からの不当要求や介入等に対し

て毅然とした態度で取引防止に努めています。また、具体的な規程等を整備するとともに、従業員向けの研修を定期的実施しています。

## マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与対策

当社および当社グループ会社は、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与対策を経営の重要課題のひとつと捉え、経営陣の関与の下、組織全体として実効的な管理態勢構築に取り組んでいます。具体的には、全社的にマネロン・テロ

資金供与リスクを特定・評価しつつ、自らを取り巻く事業環境・経営戦略、リスクの許容度も踏まえた上で、当該リスクに見合った低減措置を実施しております。

# 指定紛争解決機関制度への対応

当社グループ4行は、公正中立な立場で苦情および紛争の解決を図るため、以下の指定紛争解決機関と手続実施基本契約を締結しています。

	福岡銀行・熊本銀行・親和銀行・十八銀行	福岡銀行
指定紛争解決機関の名称	一般社団法人全国銀行協会	一般社団法人信託協会
連絡先	全国銀行協会相談室	信託相談所
電話番号	0570-017109 または 03-5252-3772	0120-817335 または 03-6206-3988

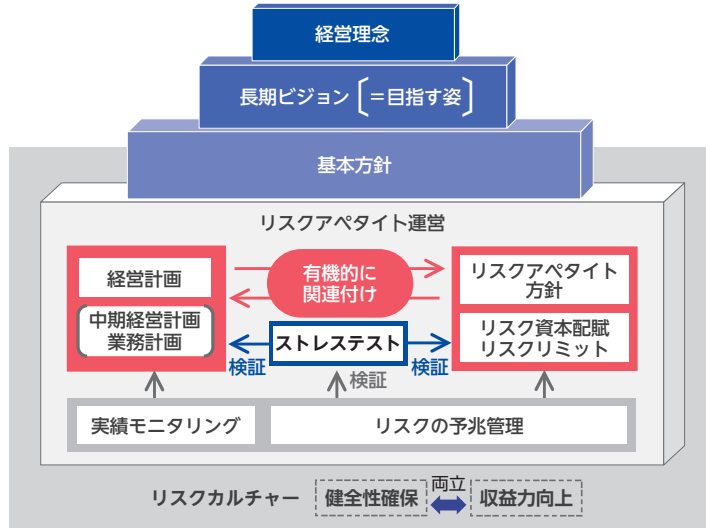
# リスクアペタイト・フレームワーク

## リスクアペタイト・フレームワークの全体像

金融機関では、貸出金にかかる信用リスクや有価証券投資にかかる市場リスクなど、事業等から発生する様々なリスクを引き受ける対価として収益を得ています。

当社グループでは、経営目標を達成するために自らが意図して引き受けるリスクの種類と量を「リスクアペタイト」として明確化し、このリスクアペタイトを起点として、経営管理やリスク管理を行う「リスクアペタイト・フレームワーク」を導入しています。

リスクアペタイト・フレームワークを整備することで、リスクテイクに対する考え方が明確化されるため、より多くの収益機会の追求と、より適切なリスクのコントロールが可能となります。



## リスクアペタイト運営のプロセス

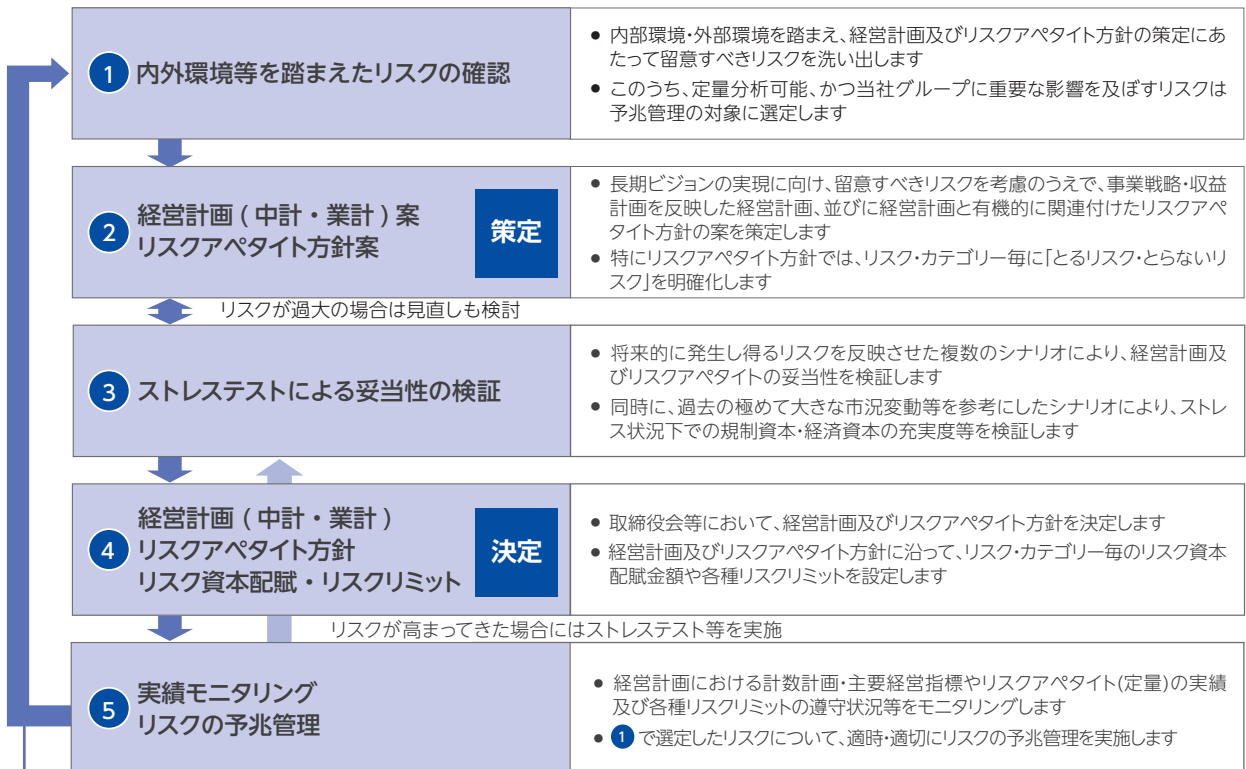
当社グループでは、経営計画やリスクアペタイト方針の策定にあたって事前に留意すべきリスクを洗い出し、重要なリスクの選定を行っています。

経営計画とリスクアペタイト方針は、洗い出した留意すべきリスクを考慮のうえで策定・決定しますが、これらは有機

的に関連付けて策定しており、ストレステストにより妥当性を検証のうえで決定しています。

期中は、実績モニタリングを通じてリスクアペタイトに沿った運営状況を確認するとともに、重要なリスクの予兆管理を実施しています。

リスクアペタイト・フレームワーク



リスクアペタイト運営上の課題等を踏まえて、翌期の経営計画やリスクアペタイト方針を検討・策定します

## リスクアパタイト方針

リスクアパタイト方針とは、リスクテイクに関する戦略を示すものであり、6つのリスク・カテゴリー<sup>(注)</sup>毎に「とるリスク・とらないリスク」を明確化したものです。

リスクアパタイト方針は、これらのリスク・カテゴリー毎のリスクテイクの基本的な考え方を示す「基本方針」と、具体

的なリスクテイクの方法とその定量的な水準を示す「リスクアパタイト(定性・定量)」から構成されます。

(注)①統合的リスク、②市場リスク、③信用リスク、  
④流動性リスク、⑤オペレーショナル・リスク、  
⑥コンプライアンス・リスクを指します。

## リスク資本配賦とリスクリミット

当社グループでは、統合的リスク管理の枠組みのもとでリスク資本配賦制度を運営し、リスクの総量が自己資本の範囲内に収まるようコントロールしています。

⇒ 統合的リスク管理はP.56をご参照ください

また、各リスクにおけるリスクリミット(リスク量の上限や損失限度額等)は、リスク資本配賦制度と整合的になるよう設定しています。また一部のリスクリミットは、リスクアパタイト(定量)の指標としても取り込んでいます。

## ストレステスト

金融機関を取り巻く外部環境が劇的に変化する中、当社グループではストレステストをビジネスモデルの持続可能性を評価する有効な手段と位置付けています。

当社グループでは、複数の種類のストレステストを実施し、各種リスクへの対応力強化を図っています。具体的には、将

来的に発生し得る信用リスクや市場リスク等の悪化を反映させた複数のストレスシナリオによる経営計画及びリスクアパタイトの妥当性の検証、過去の極めて大きな市況変動等を参考にしたシナリオによるストレス状況下での規制資本・経済資本の充実度の検証等を行っています。

## 実績モニタリング

当社グループでは、経営計画における計数計画・主要経営指標やリスクアパタイト(定量)の実績及び各種リスクリミットの遵守状況等をモニタリングし、乖離が大きい場合

等には、必要に応じて原因を究明のうえで対応策を検討・実施しています。

## リスクの予兆管理

当社グループでは、留意すべきリスクとして洗い出したもののうち、定量分析可能、かつ当社グループに重要な影響を及ぼすリスクの予兆管理を実施しています。具体的には、生産・雇用関連指数や期待物価上昇率といったさまざまな定量的指標を構成項目としたリスクヒートマップ等を活用して、将来のリスク顕在化の予兆を捉えようとする取り組みを

行っています。

リスクの予兆管理の目的は、「当社グループが留意すべきリスクの高まりを迅速に把握すること」「顕在化の蓋然性が高く、かつ影響が大きなリスクに対して早期に具体的な対応策の検討・実施に繋げ、当社グループが被る影響を最小限に止めること」です。

# リスク管理への取り組み

## リスク管理について

金融の自由化・グローバル化やIT技術の発展につれ、銀行にとってのビジネスチャンスが拡がりを見せる一方で、銀行が直面するリスクは一段と多様化・複雑化しています。こうした環境下、リスクを特定し、把握・分析した上で、適切にコントロールしていくリスク管理の重要性は従来にも増して高まっています。

当社グループでは、業務遂行上のさまざまなリスクを可能な限り統一的な尺度で計測し、統合的に把握した上で、「健全性の維持」と「収益力の向上」を両立させるバランスの取れた経営を目指して、グループ全体のリスク運営を行っています。

また、当社グループでは地域に根ざしたグループ各行の

ブランドを活かした広域展開を図りながら、共通化した経営インフラによるシングルプラットフォーム型の効率的な経営展開を行っています。

リスク管理に関しても、各種リスク管理手法の高度化やインフラ整備を共通のリスク管理プラットフォームにおいて水平的に展開する態勢としています。

規程体系の面では、リスク管理に係るグループ内の共通規範として『リスク管理方針』を制定するとともに、年度毎にリスク管理施策上のアクションプランとして『リスク管理プログラム』を策定し、グループ全体でリスク管理態勢の強化・高度化を推進しています。

## リスクの分類と定義

当社グループでは、業務遂行から生じるリスクを可能な限り網羅的に洗い出し、下表のリスク種別に分類したうえで、それぞれのリスクの性質に応じた管理を行っています。

また、各リスクの管理手法に関しては、リスク計測技術の高度化などに応じて継続的な見直しを行い、より実効的な運営に努めています。

### 管理対象リスクの区分

リスクカテゴリー	定義	管理手法
信用リスク	信用供与先の財務状況の悪化等により、資産（オフバランス資産を含む）の価値が減少ないし消失し損失を被るリスク	VaRによる管理 統合リスク管理
市場リスク	金利、為替、株式等のさまざまな市場のリスク・ファクターの変動により、保有する資産・負債（オフバランスを含む）の価値が変動し損失を被るリスク、および資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスク	
金利リスク	資産と負債の金利または期間のミスマッチが存在している中で、金利が変動することにより利益が減少するないし損失を被るリスク	
価格変動リスク	有価証券等の価値が変動し損失を被るリスク	
為替変動リスク	外貨建資産・負債についてネット・ベースで資産超または負債超のポジションを有する場合に、為替の変動により損失を被るリスク	一定の定量的尺度による管理 統合的リスク管理
オペレーショナル・リスク	業務の過程、役職員の活動若しくはシステムが不適切であること、または外生的な事象により損失を被るリスク 下記のサブ・カテゴリーに分類して管理	
事務リスク	役職員およびその他組織構成員（パートタイマー、派遣社員等）が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより損失を被るリスクおよびこれに類するリスク	
システムリスク	コンピューターシステムのダウンまたは誤作動等、システムの不備等に伴い損失を被るリスク、さらにコンピューターが不正に使用されることにより損失を被るリスクおよびこれに類するリスク（災害や社会インフラの事故等によるものも含む）	
有形資産リスク	事故、災害、犯罪または資産管理の瑕疵等の結果、有形資産の毀損により、損失を被るリスク	
労務リスク	労務慣行の問題（人事処遇の問題、勤務管理上の問題および組合活動の問題をいう）、並びに職場の安全衛生環境の問題に起因して損失を被るリスク、および役職員の不法行為により使用者責任を問われるリスク	
法務リスク	法令や契約等に違反すること、不適切な契約を締結すること、その他の法的原因により、損失を被るリスク	
風評リスク	顧客やマーケット等において、事実と異なる風説、風評で評判が悪化することにより損失を被るリスク、および不適切な業務運営等が明るみに出ることにより、信認が低下し、業務運営に支障をきたすリスク	定量的評価による管理
流動性リスク		
資金繰りリスク	運用と調達の間隔のミスマッチや予期せぬ資金の流出により、必要な資金確保が困難になる、または通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク	
市場流動性リスク	市場の混乱等により市場において取引ができなかったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク	

## ■ 当社グループにおけるリスク管理体制

当社グループは、当社および各子銀行により構成される「グループリスク管理委員会」を設置し、グループが抱えるさまざまなリスクの状況をモニタリングするとともに、内部環境や外部環境の変化に即したリスク運営施策を協議して

います。

また、グループ子銀行においても、当社と同様のリスク管理体制を設け、当社と緊密に連携しながらグループとして統合的なリスク管理を行っています。



## 統合的リスク管理

### Ⅰ 統合的リスク管理とは

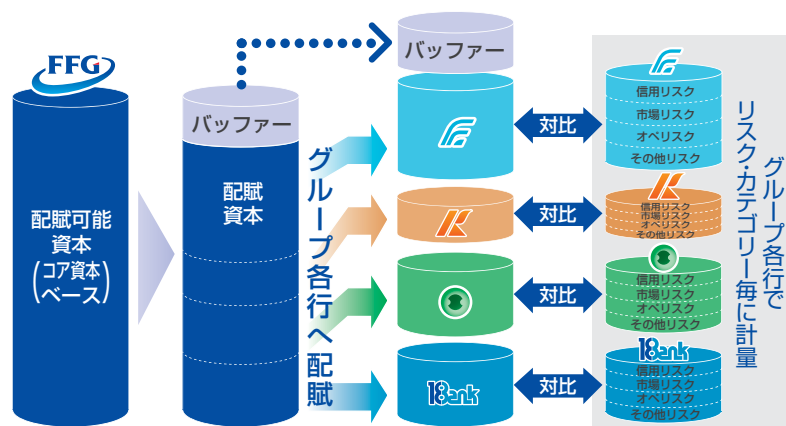
- 「統合的リスク管理」とは、金融機関の直面するリスクに関して、自己資本比率の算定に含まれない与信集中リスク、銀行勘定の金利リスク等のリスクも含めて、信用リスク、市場リスク、オペレーショナル・リスク等のリスク・カテゴリー毎に評価したリスクを統合的に捉え、金融機関の自己資本と対比することによって管理を行うことをいいます。
- 当社グループは、「金融機関の業務が多様化・複雑化する

中で、銀行の健全性・適切性を確保しつつ限られた資本を有効活用することで経営の効率性や収益性を高めるため、銀行のリスク・プロファイルを踏まえた適切な統合的リスク管理態勢を整備・確立する」という方針のもと、各種リスクをVaR等の統一的な尺度で計り、各種リスクを合算して、当社グループの連結自己資本と対比することによって統合的リスク管理を行っています。

### Ⅱ リスク資本配賦制度

- 当社グループでは統合的リスク管理の枠組みのもとで、リスク資本配賦制度を導入しています。
- 具体的には、当社グループの連結自己資本（コア資本）をベースに、「配賦資本」を設定し、残余部分については定量的に計測困難なリスク等に対するバッファとして確保する枠組みです。
- 「配賦資本」は、グループ各行へ配賦され、月次でのモニタリング・管理を行います。

#### ■ グループリスク資本配賦制度の枠組み



## 自己資本管理

- 当社グループでは、自己資本充実度を適切に管理し、リスクに見合った十分な自己資本を確保することにより、グループ全体の業務の健全性・適切性を維持するよう努めています。
- 具体的には、「規制資本」（自己資本比率規制上の所要自己資本）と、「経済資本」（統合的リスク管理に基づく所要リスク資本）の両面から、当社グループの自己資本充実度をモニタリングし、資本健全性に問題が生じないよう業務運

営を行っています。

- また、自己資本充実度の検証の一環として、定期的にストレステストを実施しています。これは、企業倒産や担保価値の下落などによる信用コストの増大や、金利や為替等の相場変動による保有有価証券の損失発生などに関し、複数のシナリオを設定したうえで、ストレス状況下での資本健全性を確認するもので、規制資本、経済資本の両面で実施しています。

### Ⅰ リスク・アセット計測手法

自己資本比率規制におけるリスク・アセット計測手法については複数の選択肢が設けられており、適用状況は右表のとおりです。

信用リスク	オペレーショナル・リスク
先進的の内部格付手法 ① 福岡銀行 ② 熊本銀行* ③ 親和銀行* ④ 十八銀行*	粗利益配分手法 ① 福岡銀行 ② 熊本銀行 ③ 親和銀行
	基礎的手法 ① 十八銀行

※ 福岡金融グループの連結自己資本比率算出上は、熊本銀行は先進的の内部格付手法、親和銀行は基礎的の内部格付手法、十八銀行は標準的手法により算定した計数を使用します。

## 自己資本管理

### ■リスク・ウェイト判定に使用する適格格付機関

標準的手法のリスク・ウェイト判定には下記の適格格付機関を統一的に使用しています。

- ・株式会社格付投資情報センター(R&I)
- ・株式会社日本格付研究所(JCR)
- ・ムーディーズ・インベスターズ・サービス(Moody's)
- ・S&Pグローバル・レーティング(S&P)

### ■当社および福岡銀行において先進的内部格付手法を部分的に適用していないエクスポージャーの性質、適切な手法に完全に移行させるための計画

先進的内部格付手法を適用している当社および福岡銀行において、一部の資産および関連会社について、標準的手法を適用しています。

#### 1. 先進的内部格付手法の適用を除外する資産・関連会社

当社および福岡銀行では、下記の資産および関連会社について、残高が極めて僅少であること、個々の債権の信用リスクの詳細な把握に向けた取り組みがリスク管理の観点から極めて重要性に乏しいこと、信用供与を主要業務としていない事業単位であること等の理由から、先進的内部格付手法の適用除外とし標準的手法により信用リスク・アセットを算出しています。

また、今後につきましても、継続的に標準的手法で算出する予定です。

(資産)

- ・与信性を除く仮払金
- ・受入手数料等にかかる未収収益
- ・預金に内包されているデリバティブ取引
- ・トラベラーズ・チェックおよび外貨小切手に買取等

(関連会社)

ふくおかフィナンシャルグループの関連子会社

- ・株式会社FFGベンチャービジネスパートナーズ
- ・iBankマーケティング株式会社
- ・ゼロバンク・デザインファクトリー株式会社

福岡銀行の関連子会社

- ・福銀事務サービス株式会社
- ・福岡コンピューターサービス株式会社
- ・FFG証券株式会社
- ・株式会社FFGほけんサービス
- ・福銀不動産調査株式会社
- ・株式会社FFGビジネスコンサルティング
- ・株式会社FFGカード
- ・株式会社R&Dビジネスファクトリー

十八銀行の関連子会社

- ・十八ビジネスサービス株式会社
- ・株式会社長崎経済研究所
- ・株式会社十八カード
- ・十八ソフトウェア株式会社
- ・十八総合リース株式会社

#### 2. 内部格付手法の段階的適用とする関連会社

当社では、下記の関連会社について、将来的な内部格付手法への移行を前提として段階的適用とし、標準的手法により信用リスク・アセットを算出しています。

なお、内部格付手法への移行は、2020年9月末を予定しております。

(関連会社)

ふくおかフィナンシャルグループの関連子会社

- ・株式会社十八銀行

十八銀行の関連子会社

- ・長崎保証サービス株式会社

## 信用リスク管理

信用リスクとは、「信用供与先の財務状況の悪化等により、資産（オフバランス資産を含む）の価値が減少ないし消失し損失を被るリスク」をいいます。

信用リスクは当社グループが保有する主要なリスクであり、資産の健全性を維持しつつ適正な収益をあげるうえで、適切な信用リスク管理を行うことは銀行経営における最も重要な課題のひとつとなっています。

当社グループの信用リスク管理は、マルチブランド、シングルプラットフォームという当社グループの経営展開に即し、グループ共通の格付制度・審査手法・信用ポートフォリオ

管理手法等をグループ各行に導入し、運営しています。

当社グループでは、グループ全体の信用リスク管理に関する基本方針を「リスク管理方針」に定め、その方針に基づき与信業務を適切に運営するための基本的な考え方、判断・行動の基準を明記した「与信の基本方針（クレジット・ポリシー）」をグループ各行毎に定めています。

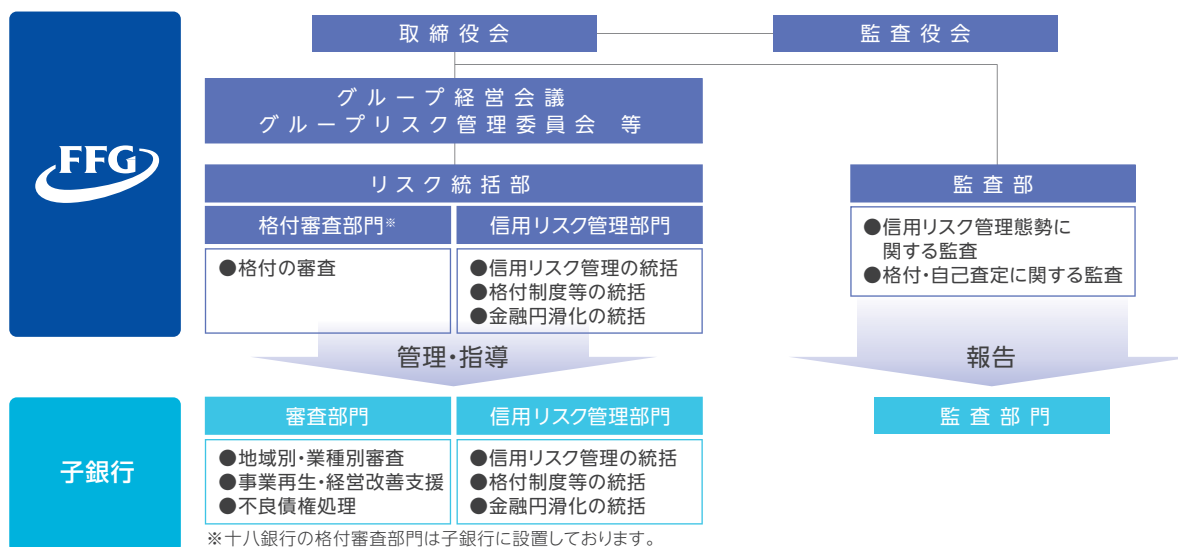
また、信用リスクに関するアクションプランを定めた「リスク管理プログラム」では、グループの信用リスク管理態勢の強化、グループの信用ポートフォリオ運営の高度化等を掲げています。

### 信用リスク管理体制

信用リスク管理体制として、当社のリスク統括部がグループ全体の信用リスク管理方針の策定、格付制度の管理等、信用リスクの管理・運営を統括しています。

個別案件の審査はグループ各行の審査所管部が、格付制度に基づく格付審査は当社の格付審査部門が中心となって、営業店とともに実施し、並行与信先等に関するグループレベルの管理を当社のリスク統括部が行います。

監査業務は、グループ各行の各監査部署から独立した立場の当社監査部が格付・自己査定 of 正確性、信用リスク管理態勢の適切性等の監査を行います。経営への報告として、当社監査部は当社の取締役会に、グループ各行の各監査部署は当社監査部からの監査結果報告を受け各行の取締役会に報告しています。



リスク管理への取り組み

### 信用リスク評価・信用リスク計量化

個別与信および与信ポートフォリオ全体の信用リスクを適切に管理するため、格付制度等に基づき与信先および案件毎の信用リスクの程度を適切に評価するとともに

信用リスクの計量化を行い、信用リスクを定量的に把握・管理しています。

#### (1) 内部格付制度

当社グループの内部格付制度は、大きくは①債務者格付、②案件格付、③リテール・プール管理および④パラメータ推計から構成されています。



■ 内部格付制度体系

格付手法	資産区分	エクスポージャーの種類	パラメータ推計 <sup>(注1)</sup>
債務者格付	事業法人向けエクスポージャー	法人や個人事業主に対する事業性の貸出金や債券等	PD LGD
	ソブリン向けエクスポージャー	国、地方公共団体等に対する貸出金や債券等	
	金融機関等向けエクスポージャー	銀行に対する預け金、コールローン等 証券会社に対する貸出金等	
プリティール管理	株式等エクスポージャー	株式、出資金等	PD LGD EAD
	特定貸付債権	不動産ノンリコースローン、プロジェクトファイナンス等	
	証券化エクスポージャー	CMBS、小口多数の金銭債権プールを裏付けとしたABL・信託受益権等	
プリティール管理	居住用不動産向けエクスポージャー	住宅ローン	PD LGD EAD
	適格リボルビング型リティール向けエクスポージャー	カードローン、キャッシング、ショッピング	
	その他リティール向けエクスポージャー(事業性)	事業性の与信残高が一定未満の先に対する貸出金等 (アパート・ローン、小口事業貸出商品等)	
	その他リティール向けエクスポージャー(消費性)	消費性ローン(オートローン、学資ローン等)	

① 債務者格付

与信先の債務履行の確実性を表すもので、財務内容の情報をスコアリングした結果等に基づいて事業法人等を対象に付与します。債務者格付は少なくとも年1回は定期的に見直すほか、与信先の信用状況に変化があれば随時見直しを行うことで、個々の与信先やポートフォリオの状況を適時に把握できる

ようにしています。

また、この債務者格付は、法令等に基づく「債務者区分」<sup>(注2)</sup>や「債権区分」<sup>(注3)</sup>等とリンクしているほか、自己査定および償却・引当の基礎としても使用するもので、信用リスク管理の中核として位置付けています。

■ 債務者格付と債務者区分、債権区分、内部格付手法のデフォルト区分との対応関係

格付ランク	リスクの程度	債務者格付 定義	債務者区分 <sup>(注2)</sup>	債権区分 <sup>(注3)</sup>	デフォルト区分	
					償却・引当	内部格付手法
1	リスク無	債務償還の確実性は最高水準であり、かつ安定している	正常先	正常債権	非デフォルト	非デフォルト
2	リスク僅少	債務償還の確実性は極めて高く、かつ安定している				
3	リスク小	債務償還の確実性は高く、かつ安定している				
4	平均比良好	債務償還の確実性は十分であるが、将来低下する可能性が存在する				
5	平均的水準	債務償還の確実性は当面問題ないが、将来低下する可能性がある				
6	許容範囲	債務償還の確実性は当面問題ないが、将来低下する可能性が高い				
7	平均比低位	債務償還の確実性は現状問題ないが、将来低下する懸念がある				
8	要注意1	債務償還上問題が顕在化しており、今後の管理に注意を要する	要注意先	要管理債権	非デフォルト	デフォルト
9	要注意2	債務償還上重大な問題が顕在化しており、今後の管理に細心の注意を要する (以下のいずれかに該当 ・3ヵ月以上延滞している貸出債権がある先 ・貸出条件緩和債権がある先)				
10	破綻懸念	経営難の状況にあり、今後経営破綻に陥る可能性が大きい	破綻懸念先	危険債権	デフォルト <sup>(注4)</sup>	デフォルト
11	実質破綻	法的・形式的な破綻には至っていないが、実質的に経営破綻の状態にある	実質破綻先	破産更生債権およびこれらに準ずる債権		
12	破綻	法的・形式的な破綻となっている	破綻先			

(注1) 十八銀行のパラメータ推計は現在導入準備中です。

(注2) 金融庁が公表している金融検査マニュアルで求められている、与信先の債務返済能力等に応じた区分です。

(注3) 「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」第6条の規定により、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則」第4条に定める資産の査定基準に基づき求められている、債務者の財政状態および経営成績等を基礎とする区分です。

(注4) 破綻懸念先は、その一部をデフォルトとして認識しています。

## 信用リスク管理

### ②案件格付

事業法人等を対象に、保全状況等に基づいて案件格付を付与し、与信案件ごとの回収確実性を把握します。

### ③リテール・プール管理

リテール向けエクスポージャーについて、リスク特性が類似したプール区分を設定し、各エクスポージャーをプール区分に割当てることにより、プール単位での信用リスク管理を行うものです。

具体的には、4つの資産区分等(居住用不動産向けエクスポージャー、適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー、

その他リテール向けエクスポージャー(事業性)、その他リテール向けエクスポージャー(消費性))ごとに、リスク特性に応じてPD・LGD・EADの似通ったプール区分を設定した上で、各エクスポージャーを当該プールに割当て、リテール・ポートフォリオの信用リスクの状況を把握します。

### ■ リテール・プール区分の概要

資産区分 プール区分	居住用不動産向け エクスポージャー	適格リボルビング型 リテール向け エクスポージャー	その他リテール向けエクスポージャー	
			事業性	消費性
PDプール区分	延滞の状況、取引先の属性や取引状況、商品の種類等により、デフォルトの可能性に応じたプールに区分しています。			
LGDプール区分	担保の状況、商品の種類、残高等により、損失の可能性に応じたプールに区分しています。			
EADプール区分	商品の種類、延滞の状況、極度枠の利用状況等により、デフォルト時の追加引出の可能性に応じたプールに区分しています。			

### ④パラメータ推計

事業法人等エクスポージャーについてPD・LGDを、リテール向けエクスポージャーについてPD・LGD・EADを推計し、自己資本比率計算での利用以外に、同一のパラメータ値により信用リスク計量を行っています。

また、事業法人等については、同一のデータソースを用いて

償却・引当等に用いるPD値を算定しています。

各パラメータは、原則として過去7年以上の実績データを基に、推計誤差や景気変動を勘案した値を算定しています。パラメータの推計値は、原則として年1回以上のサイクルで検証を行い、必要に応じて見直しを行う態勢としています。

## (2) 内部格付制度の管理と検証手続

当社グループでは、内部格付制度の管理と検証について以下の態勢を構築しています。

### ①債務者格付

規程に則った格付制度の運用が、格付審査部門や営業店において行われていることを適宜検証しているほか、格付制度や格付モデル等の客観性、有意性、適切性等について定期的に検証を行い、格付制度やモデルの調整・改定の要否などについての必要な対応を検討する態勢としています。

### ②案件格付

デフォルト案件の回収実績データを継続的に蓄積することで、案件格付と回収実績を比較し、案件格付の検証を実施できる態勢としています。

### ③リテール・プール管理

リテール・プール区分の精度、およびプールの序列やプールごとのパラメータ推計値の安定性、リテール・プール区分の調整・改定の要否など、必要な対応を検討する態勢としています。

### ④パラメータ推計

パラメータ推計値の正確性や一貫性等についてバック・テスト(二項検定、正規検定等)により検証を行い、パラメータ推計値の調整や推計手法の改定の要否など、必要な対応を検討する態勢としています。

## (3) 信用リスク計量化

信用リスクを合理的に把握し、自己資本政策の効率的運用と適切な与信条件の提示のために、信用リスクの計量化を実施しています。この計算結果を基に、リスク資本の配賦や与信ポートフォリオ管理を実施しています。

## ■ 個別与信管理の枠組み

個別案件の審査にあたっては、事業計画の妥当性や資金使途の確認、返済財源の把握、技術開発力・商品等の競争優位性、経営管理など幅広い観点から分析・評価を行い、併せて担保等による債権保全の妥当性を検証するなど営業店および本部審査部門双方の段階において、的確かつ厳正な与信判断を行っています。さらに、与信後においても、各種信用情報の収集、業界動向の分析、財務データの更新・分析、格付判定による業態の把握、担保評価の定期的な洗い替え、延滞管理の強化などのフォロー管理を徹底し、

不良債権発生についての予防的な管理、発生時の迅速かつ適切な対応に努めています。

本部審査部門では、業種や信用状況に応じた担当割りを行い、きめ細かな案件審査や営業店指導を行うとともに、本部・営業店間の情報交換を緊密に行い、与信先の業態の変化などに即応できる体制をとっています。

また、人財の育成とノウハウの蓄積を進めるとともに、外部機関等との連携体制を構築するなど、経営改善の早期実現に取り組んでいます。

## ■ 担保・保証による信用リスクの削減

当社グループでは、与信取り組みに際し担保・保証に安易に依存することなく、お取引先の経営状態、資金使途、返済能力等を総合的に勘案した与信判断を行っていますが、お取引先の業況変化等を完全に予測することは不可能であり、不測の事態への備えとして担保・保証による信用リスクの削減を補完的に行うことは重要であると考えています。

自己査定や償却引当、先進的内部格付手法による自己資本比率算出における主要な信用リスク削減効果は、国、地方公共団体、信用保証協会等の信用リスクが低い先による保証、および不動産等の担保によるものです。

不動産担保については、営業部門から独立した当社グ

ループ会社の福銀不動産調査株式会社が評価を行っています。同社では、原価法・取引事例比較法・収益還元法などを物件特性等に応じ適用し、定期的な評価見直しによる不動産価格変動等の反映、ゴルフ場など特殊大型物件についての不動産鑑定士の評価取得など、精度の高い評価を行っています。

また、自己資本充実度管理を行う上で、地価下落等による担保価値変動リスクを織り込んだストレス・テストのシナリオを設定し、不動産担保へのリスク集中の影響を勘案しています。

### ■ 自己資本比率計算における信用リスク削減手法の適用

#### ①標準的手法

以下の信用リスク削減手法を勘案しています。

いずれも、契約書を締結し、対象物件の占有や登記等による法的有効性を確保しています。

1. 貸出金との相殺が可能な自行預金（一定要件を満たした定期預金などが対象で、貸出金、預金とも残高、期日等を日次で把握しています）
2. 適格金融資産担保（預金、国債、上場株式・債券等で、価格変動が生じる上場株式・債券等については、日次での評価見直しが可能なものに限定しています）
3. 保証（主な保証人は、国、地方公共団体、信用保証協会です。そのほか、適格格付機関が格付を保証人に付与している場合も、信用リスク削減効果を勘案しています）
4. 派生商品取引（外国為替関連取引、金利関連取引等）およびレポ形式の取引（現金担保付債券貸借取引等）における相対ネットリング契約

#### ②基礎的内部格付手法（一部のエクスポージャーに適用）

上記の1～4に加え、以下の信用リスク削減手法を勘案しています。

5. 適格資産担保（不動産担保、船舶担保等）
6. 保証（債務者格付ランクを付与している場合）

#### ③先進的内部格付手法

上記の2～6の信用リスク削減手法を勘案しています。

※自行預金はLGD推計において勘案しております。

## 信用リスク管理

### ■ 与信ポートフォリオ管理の枠組み

信用リスクは、景気の変動等により、業種など共通の特性を持つグループに集中して顕在化する場合があります。このため、与信のポートフォリオが特定の業種や地域等に偏っていると、経済社会の循環的・構造的な変動により予想外に多額の損失を被る可能性があります。

こうした潜在的な損失リスクは、個別の与信先に対する管理のみでは捕捉することが困難であり、業種別のデフォルトの変動特性などを加味してリスクを計量化する等により、ポートフォリオとしての管理を行う必要があります。

#### (1) 自己資本の範囲内での適切なリスクコントロール

「リスク資本配賦制度」において、信用リスクに対するリスク量の枠(配賦リスク資本)を設定し、月次でリスク資本の使用状況をモニタリングし、適切なリスクコントロールに努めています。

#### (2) 集中リスクの抑制

特定先や特定業種への与信集中を制御するために、大口与信先(グループ)に対する与信残高アラームラインの設定、与信が比較的集中している業種に対する与信集中業種の指定の他、危険度が比較的高いと認められた業種を特定業種として指定し、特段の注意をもって与信管理を行っています。

## 派生商品取引および長期決済期間取引にかかるリスク管理

### ■ リスク資本および与信限度枠の割当方法に関する方針

派生商品取引等のリスク管理については、統合的リスク管理の枠組みに従い、派生商品取引等の種類に応じたリスクを適切に把握した上で、リスク量の上限を設定しています。なお、統合的リスク管理の状況については、月次でグループリスク管理委員会に報告しています。

また、派生商品取引等の経常的な取引相手となる金融機関には、その信用力に応じた取引限度額(カレント・エクスポージャー方式により算出した信用リスク相当額)を設定し、その遵守状況を月次でグループリスク管理委員会に報告しています。

### ■ 担保による保全および引当金の算定に関する方針

経常的に派生商品取引等の相手先となる主要な金融機関との間でCSA契約(デリバティブ担保契約)を締結しており、相手先の信用力や取引状況に応じて担保を徴求することにより保全の強化を図っています。(外部格付の低下や取引状況の変化等により、同契約に従って担保を追加的に提

供することが必要となる可能性もありますが、影響は限定的と認識しています)

なお、派生商品取引等についても、貸出金と同様の枠組みで自己査定を実施しており、必要に応じてその他の偶発損失引当金を計上しています。

## 証券化エクスポージャー

### ■ リスク管理の方針およびリスク特性の概要、体制の整備状況

当社グループは、投資家として証券化商品への投資を行っています。なお、オリジネーターとしての証券化エクスポージャーはありません。具体的な取り組み状況は下表記載のページをご覧ください。

グループ各行における取組状況	福岡銀行	熊本銀行	親和銀行	十八銀行
オリジネーター	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
投資家	財務データ編 P.90、P.101	該当なし	該当なし	財務データ編 P.226

投資家としての証券化取引は、証券化商品を保有することにより、信用リスク、市場リスクおよび一定の環境の下で売却が困難になるなどの流動性リスク(市場流動性リスク)を有していますが、当社グループではこれらのリスクを次のとおり管理しています。

まず、証券化商品への投資を行う際の投資基準として、他の商品との合算または必要に応じて商品単位で信用リスク、市場リスクおよび市場流動性リスクといった特性を踏まえて投資限度枠等を定めた「市場取引運用基準」や、投資できる証券化商品の種類や投資対象の内部格付の下限等の投資条件を定めた「投資要領」等を制定し、これらの基準の範囲内で投資を行っています。

次に証券化取引では、信用リスクを資産の保有者(オリジネーター)から切り離すことを目的にさまざまな仕組み(ストラクチャー)が組み込まれているため、個々の投資に際して

は、「仕組みの分析」、「裏付資産の分析」および「補完機能の確認」等を含め、取引に内在する諸リスクを適切に把握・評価した上で、担当役員等の決定を受けて取り組んでいます。なお、再証券化取引については、原則として当面の間、取り組まない方針です。

取り組み後についても、フロントおよびミドル部門が、証券化エクスポージャーの構造上の特性を把握し、証券化エクスポージャーやその裏付資産について、包括的なリスク特性やパフォーマンスに係る情報を適時かつ継続的に把握するための体制を整備しています。また、定期的に格付変動の有無や時価の変動状況、トリガー条項(含む償還方法の変更)や誓約事項(コベナンツ)への抵触状況、裏付資産の状況および商品の市場流動性の状況といった諸リスクをモニタリングし、定期的にまたは必要に応じてALM委員会等に報告するなど、適切なリスク管理態勢を整備しています。

### ■ 証券化取引に関する会計方針

当社グループは、「金融商品会計に関する実務指針」等に則り、適正な会計処理を行っています。

#### ■ 自己資本比率計算における信用リスク・アセット額の算出に使用する方式の名称

投資家となっている証券化取引については「外部格付準拠方式」及び「標準的手法準拠方式」により信用リスク・アセット額を算出しています。

## 市場リスク管理

当社グループでは、市場リスクを「金利、為替および株式等のさまざまな市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債（オフバランスを含む）の価値が変動し損失を被るリスク、資産・負債から生み出される収益が変動し損失を

### ■ 当社グループの市場リスク管理

当社グループでは、取締役会が市場リスク管理にかかる基本方針を制定しています。この基本方針を踏まえ、グループリスク管理委員会においてALM運営を含めた市場リスクの管理方針を決定し、施策の実施状況およびリスクの状況に関するモニタリングを通じて、グループ全体のリスクをコントロールする体制としています。

また、当社のリスク管理部門は、グループ各行の市場リスク管理部門からの報告に基づき、グループ全体の市場リスクおよび市場リスク管理の状況を把握・分析し、グループ各

### ■ グループ各行の市場リスク管理

グループ各行の取締役会は、当社が定めた「市場リスク管理方針」を踏まえた基本方針および具体的管理方法を定めた管理規則を制定し、行内の関連部署に周知させ遵守する態勢を整えています。

グループ各行では、ALM委員会においてマーケット環境の変化に対する機動的かつ具体的な対応策を協議し、グループリスク管理委員会に諮ります。

グループ各行のリスク限度枠等については、当社から配賦されたリスク資本額やその他市場リスク管理に必要な限度枠を常務会等で設定し、半期に一度、見直しを行っています。

市場取引にかかる組織は、市場取引部門（フロント・オフィ

### ■ 金利リスクに関する事項

当社グループおよびグループ各行では、トレーディング取引等を含む全ての金利感応資産・負債の金利リスクの水準をモニタリングする一環として $\Delta EVE$ （注）を月次で計測しています。 $\Delta EVE$ の計測対象範囲は、当社およびグループ各行とし、グループ関連会社については重要性を踏まえて判断しています。

リスク管理部門は、自己資本に対する $\Delta EVE$ の比率に加え、VaRおよび10BPV等の金利リスクに関する指標を計測し、グループリスク管理委員会およびグループ各行のALM委員会に月次で報告しています。また、VaRおよび10BPV

被るリスク」と定義しています。

当社グループの市場リスクは、以下のように統括して管理しています。

行の市場リスク管理部門へのリスク管理態勢にかかる助言、取締役会等に対する定期報告を実施する体制としています。

具体的には、グループ各行のリスク・プロファイルを勘案して配賦したリスク資本と整合させて設定した各種リスク限度枠の運用状況をモニタリングするなどして、市場リスクを管理しています。このリスク限度枠の設定については、トレーディング部門、バンキング部門ともVaR（注）を共通の尺度としています。

（注）VaRは、一定の確率のもとで発生し得る予想最大損失額を表しています。

ス）、リスク管理部門（ミドル・オフィス）、事務管理部門（バック・オフィス）の3部門を明確に分離することで、相互牽制の徹底を図っています。

リスク管理部門は、VaRや10BPV（ベース・ポイント・バリュール）（注）を用いたリスクの計測および規程の遵守状況のモニタリングを行い、当社のリスク管理部門、グループ各行のリスク管理部門担当役員に対しトレーディング取引およびバンキング取引の状況について月次で報告するとともに、グループリスク管理委員会およびグループ各行の取締役会に対しても定期的に報告する等、リスク管理態勢の強化に努めています。

（注）10BPVは、金利が0.1%変動した場合の評価損益変動額を表しています。

については、アラーム・ポイントを設定した上でモニタリングを行うなど、金利リスクを適切に管理しています。

また、自己資本の充実度評価やストレステストの実施にあたり、過去の金利上昇やマクロ経済シナリオに基づく金利変動による影響等を定期的に検討しています。

なお、金利リスクを削減する方法としては、有価証券の売却、金利スワップ、債券先物取引等があり、ヘッジ会計の適用要件を充足する取引については、ヘッジ会計を適用しています。

（注） $\Delta EVE$ とは、金利ショックを与えた場合の経済価値の減少額を表しています。

## 出資等または株式等エクスポージャーに関するリスク管理

### ■ リスク管理の方針および手続の概要

当社グループでは、政策投資に関する基本方針に基づき、お取引先の株式等を保有しており、購入・管理・売却・報告等について適切なリスク管理を行っています。

購入については、投資先の成長性、取引状況、公共的位置づけ等、総合的な観点から投資の可否を判断しています。

管理については、投資先の取引状況および業態管理を行い、継続保有あるいは売却について協議、決定しています。

報告態勢としては、株価下落率の高い銘柄の報告に加え、

購入および売却銘柄について四半期ごとにグループリスク管理委員会に報告しています。なお、購入および売却時は、投資先に関するインサイダー情報の有無確認等の法令遵守を徹底しています。

また、価格変動リスクについては、月次でグループリスク管理委員会に報告し、リスク量が配賦リスク資本額内に収まっているかモニタリングしています。

## 流動性リスク管理

当社グループでは、流動性リスクを「運用と調達の間期のミスマッチや予期せぬ資金の流出により、必要な資金確保が困難になる、または通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク(資金繰りリスク)および市場の混乱等により市場において取引が

できなかつたり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク(市場流動性リスク)」と定義しています。

当社グループの流動性リスクは、当社が以下のように統括して管理しています。

### ■ 当社グループの流動性リスク管理

当社グループでは、流動性リスクの軽視が経営破綻や、ひいては金融機関全体の連鎖的破綻(システムック・リスク)の顕在化につながりかねない重要なリスクであるとの認識のもと、取締役会が流動性リスク管理にかかる基本方針を制定しています。この基本方針を踏まえ、グループ各行のALM委員会での協議を経て、グループリスク管理委員会において流動性リスクの管理方針を決定し、施策の実施状況およびリスクの状況のモニタリングを通じて、グループ全体のリスクをコントロールする体制としています。

また、当社のリスク管理部門は、グループ各行の流動性

リスク管理部門からの報告に基づき、当社グループの流動性リスクおよび流動性リスク管理の状況を把握・分析し、グループ各行の流動性リスク管理部門へのリスク管理態勢にかかる助言、取締役会等に対する定期報告を実施する体制としています。

具体的には、グループ各行のリスク・プロファイルを勘案して、グループ各行において資金繰りの状況に応じた管理区分および管理区分に応じた対応方法等の制定および資金繰りにかかる各種リスク限度枠を設定し、管理を行っています。

### ■ グループ各行の流動性リスク管理

グループ各行の取締役会は、当社が定めた「流動性リスク管理方針」を踏まえた基本方針、具体的管理方法を定めた管理規則および流動性危機時の対応方針を定めた規則を制定し、グループ各行ではこれらに則り流動性リスク管理を行っています。

グループ各行では、ALM委員会においてマーケット環境の変化に対する機動的かつ具体的な対応策を協議し、グループリスク管理委員会に諮ります。

グループ各行のリスク限度枠等については、リスク・プロファイルに応じて資金繰りリミットや担保差入限度額等を常務会等で設定し、半期に一度、見直しを行っています。

グループ各行の資金繰りの状況について、状況に応じた管理区分(平常時、懸念時、危機時等)および状況に応じた

対応方針を定め、資金繰り管理部門が月次で管理区分を判断し、グループリスク管理委員会が必要に応じて対応方針を協議する体制としています。

流動性リスクにかかる組織は、資金繰り管理部門、リスク管理部門、内部監査部門の3部門を明確に分離することで、相互牽制の徹底を図っています。

リスク管理部門は、規程の遵守状況のモニタリング等を行い、当社のリスク管理部門、グループ各行のリスク管理部門担当役員に対し流動性リスクおよびリスク管理の状況について月次で報告するとともに、グループリスク管理委員会およびグループ各行の取締役会に対しても定期的に報告する等、リスク管理態勢の強化に努めています。





## オペレーショナル・リスク管理

### ■ 事務リスク

事務リスクとは、当社グループの役職員が正確な事務を怠ったり、不正を起こしたりすることによって、経済面あるいは信用面の損失を被るリスクをいいます。

当社グループでは、全ての業務に事務リスクが内在するとの認識のもと、取締役会において、事務リスクの適切な管理とコントロールを実現していくための基本事項を定めた「事務リスク管理規則」や、年度ごとに優先的に取り組むべき事項を定めた「事務リスク管理プログラム」を制定し、事務リスクの総合的な管理を行っています。

### ■ システムリスク

システムリスクとは、当社グループのコンピューターシステムの停止、誤作動、不正利用、または外部からのサイバー攻撃等により損失が発生するリスクをいいます。

当社グループでは、進化し続けるICT(情報通信技術)の動向を的確に捉えながら、グループ全体のサービス品質の向上、業務の効率化、システムの安全稼働等を最優先の課題とし、取締役会において、情報資産を適切に保護し管理するための基本方針を定めた「セキュリティポリシー」、システムリスクに関し適切な管理とコントロールを実現していくための基本事項を定めた「システムリスク管理規則」や、年度ごとに優先的に取り組むべき事項を定めた「システムリスク管理プログラム」を制定し、システムリスクを総合的に管理しています。

グループ各行では、システムの安全稼働に万全を期すために、コンピューター機器をはじめコンピューターセンターと営業店・ATM等を結ぶ通信回線や預貸金情報を蓄積し

また、事務に内在するリスクやコントロールの分析・評価を行い、潜在的な事務リスクへの対策を講じるとともに、顕現化した事務リスクについては幅広く情報の収集・分析を行い、事務ミス・事務事故の再発防止に努めています。

このほか、グループ各行では、ますます多様化・複雑化する業務に適切に対処していくため、業務のシステム化や集中化を推し進めるとともに、集合研修や臨店指導を通じて役職員の事務レベル向上に取り組むなど、事務リスク低減に向けたさまざまな取り組みを行っています。

ている元帳データ等の二重化、情報の暗号化および不正アクセス・情報漏洩を防止するシステムを導入しています。

また、地震等の大規模災害等、不測の事態に備えて業務継続計画(BCP)による定期的な訓練を実施するとともに、グループ各行ともメインセンター・バックアップセンターの2拠点でシステムを運営する体制としており、不測の事態が発生した場合においても継続して金融サービスが提供できるバックアップ体制となっています。

さらに、近年のサイバーセキュリティに対する脅威の深刻化等を踏まえ、サイバー攻撃動向や脆弱性等の情報を収集・把握し、迅速な対応を実施するため、情報セキュリティ部会(FFG-CSIRT)<sup>(注)</sup>を設置するなど、セキュリティ管理態勢の充実・強化に取り組んでいます。

(注) CSIRT(Computer Security Incident Response Team)  
…サイバーセキュリティ事案の迅速な対応を目的とした組織

### ■ 有形資産リスク

有形資産リスクとは、当社グループにおいて事故、災害、犯罪または資産管理の瑕疵等の結果、有形資産の毀損により損失が発生するリスクをいいます。

当社グループでは、自然災害や外部からの脅威等の増加により有形資産が毀損するリスクが増加しているとの認識のもと、取締役会において、有形資産リスクに関し適切な管理とコントロールを実現していくための基本事項を定めた

「有形資産リスク管理規則」や、年度ごとに優先的に取り組むべき事項を定めた「有形資産リスク管理プログラム」を制定し、有形資産リスクを総合的に管理するとともに軽減するための適切な方策を講じています。

なお、グループ各行においては、バリアフリーの充実などお客さまへのサービス拡充および耐震強化のため、引き続き店舗建替え・改修工事を計画的に進めています。

## Ⅰ 労務リスク

労務リスクとは、当社グループの労務慣行（役職員の人事処遇や勤務管理上の問題等）および職場の安全衛生環境上の問題により損失が発生するリスク、並びに役職員の不法行為により使用者責任を問われるリスクをいいます。

当社グループでは、労務リスクは重要なオペレーショナル・リスクの一つであるとの認識のもと、取締役会において、労務リスクに関し適切な管理とコントロールを実現していく

ための基本事項を定めた「労務リスク管理規則」や、年度ごとに優先的に取り組むべき事項を定めた「労務リスク管理プログラム」を制定し、労務リスクを総合的に管理するとともに軽減するための適切な方策を講じています。

また、人権啓発に関する研修を定期的実施するとともに、外部の人権啓発行事への積極的な参加により、グループ役職員の人権に関する意識向上に取り組んでいます。

## Ⅰ 法務リスク

法務リスクとは、当社グループが法令や契約等に違反すること、不適切な契約を締結すること、その他の法的原因により損失を被るリスクをいいます。

当社グループでは、事務リスクと同様に全ての業務に法務リスクが内在するとの認識のもと、取締役会において、法務リスクに関し適切な管理とコントロールを実現していくための基本事項を定めた「法務リスク管理規則」や、年度ごとに優先的に取り組むべき事項を定めた「法務リスク管理プロ

グラム」を制定し、法務リスクを総合的に管理しています。

さらに、協議・報告を通して、法務リスク管理態勢に必要な指導・助言を行うとともに、法務リスクに関連する情報を一元管理し、法務リスク管理態勢の強化に努めています。

なお、法務リスクに関連する情報を日常的に収集・把握することを通して、法務リスク管理態勢の充実と強化に取り組んでいます。

## Ⅰ 風評リスク

風評リスクとは、マーケット等において、噂や憶測といった曖昧な情報や、事件事象等の発生に伴う風評から当社グループの評判が悪化すること等により、直接、間接を問わず損失を被るリスクをいいます。

当社グループでは、取締役会において、風評リスクに関する基本事項を定めた「風評リスク管理規則」を制定し、風評リスクの管理に取り組んでいます。また、風評リスクが顕

現化した場合には、迅速かつ適切に風評リスクを回避するための危機管理体制を構築し、事態の収拾・沈静化を図り、影響を最小限に止めるよう努めています。

さらに、グループ各行との協議・報告を通して、風評リスク管理態勢に必要な指導・助言を行うとともに、風評リスクに関するモニタリング等により、関連情報の収集を行うことで、風評リスク管理態勢の強化に取り組んでいます。

# 企業集団の状況

## 企業集団の事業内容

当社グループは、当社および子会社26社で構成され、銀行業を中心に保証業務、事業再生支援・債権管理回収業務、銀行事務代行業務等の金融サービスを提供しています。

## 企業集団の事業系統図

2019年7月1日現在



## 当社の主要グループ会社

2019年7月1日現在

会社名	住所	主な事業の内容	設立	資本金 又は出資金(注1) (百万円)	議決権の所有割合(%) ※( )内は間接所有				
					ふくおか フィナンシャルグループ	福岡銀行	熊本銀行	親和銀行	十八銀行
株式会社福岡銀行	福岡市中央区天神 2丁目13番1号	銀行業	昭和20年 3月31日	82,329	100	-	-	-	-
株式会社熊本銀行	熊本市中央区水前寺 6丁目29番20号	銀行業	昭和4年 1月19日	33,847	100	-	-	-	-
株式会社親和銀行	佐世保市島瀬町 10番12号	銀行業	昭和14年 9月1日	36,878	100	-	-	-	-
株式会社十八銀行	長崎市銅座町 1番11号	銀行業	明治30年 7月	24,404	100	-	-	-	-
株式会社FFGベンチャービジネスパートナーズ	福岡市中央区大手門 1丁目8番3号	投融資業務	平成28年 4月1日	10	100	-	-	-	-
iBankマーケティング株式会社	福岡市中央区西中洲 6番27号	情報処理・ 情報通信サービス業務	平成28年 4月1日	30	87 (87)	-	-	-	-
ゼロバンク・デザインファクトリー株式会社	福岡市中央区西中洲 6番27号	システム研究・開発業務	令和元年 5月10日	50	100	-	-	-	-
〈福岡銀行子会社〉									
FFG証券株式会社	福岡市中央区天神 2丁目13番1号	証券業務	昭和19年 7月7日	3,000	100 (100)	100	-	-	-
福銀事務サービス株式会社	福岡市早良区百道浜 1丁目7番7号	事務代行業務	昭和51年 10月9日	100	100 (100)	100	-	-	-
ふくぎん保証株式会社	福岡市西区姪浜駅南 1丁目7番1号	借入債務の保証業務等	昭和53年 6月1日	30	100 (100)	100	-	-	-
福岡コンピューターサービス株式会社	福岡市博多区博多駅前 2丁目6番6号	計算受託業務等	昭和54年 10月1日	50	100 (100)	100	-	-	-
株式会社FFGカード	福岡市西区姪浜駅南 1丁目7番1号	クレジットカード業務	平成元年 6月22日	50	100 (100)	100	-	-	-
福銀不動産調査株式会社	福岡市東区箱崎 1丁目4番13号	事務代行業務	平成12年 3月27日	30	100 (100)	100	-	-	-
ふくおか債権回収株式会社	福岡市中央区天神 2丁目13番1号	事業再生支援・ 債権管理回収業務	平成15年 5月20日	500	100 (100)	100	-	-	-
株式会社FFGビジネスコンサルティング	福岡市中央区天神 2丁目13番1号	コンサルティング業務	平成20年 8月1日	50	100 (100)	100	-	-	-
株式会社FFGほけんサービス	福岡市中央区大名 2丁目2番26号	保険募集業務	平成28年 8月16日	200	100 (100)	100	-	-	-
株式会社R&Dビジネスファクトリー	福岡市中央区天神 2丁目13番1号	研究開発業務	平成30年 7月2日	100	100 (100)	100	-	-	-
一般社団法人 ふくおか・アセット・ホールディングス	福岡市中央区天神 2丁目13番1号	投融資業務	平成17年 7月1日	25	-	-	-	-	-
有限会社マーキュリー・ アセット・コーポレーション	福岡市中央区天神 2丁目13番1号	ファクタリング業務	平成12年 6月22日	6	-	-	-	-	-
有限会社ジュピター・ アセット・コーポレーション	福岡市中央区天神 2丁目13番1号	ファクタリング業務	平成17年 7月14日	3	-	-	-	-	-
〈十八銀行子会社〉									
十八総合リース株式会社	長崎市銅座町 4番18号	リース業務	昭和50年 5月8日	895	100 (100)	-	-	-	100
十八ビジネスサービス株式会社	長崎市銅座町 1番11号	事務受託業務	昭和54年 6月21日	30	100 (100)	-	-	-	100
長崎保証サービス株式会社	長崎市中島町 10番10号	信用保証業務	昭和58年 1月25日	30	100 (100)	-	-	-	100
株式会社十八カード	長崎市銅座町 4番18号	クレジットカード業務	昭和58年 5月9日	30	100 (100)	-	-	-	100
十八ソフトウェア株式会社	長崎市江戸町 6番5号	コンピュータサービス業務	昭和62年 10月14日	10	100 (100)	-	-	-	100
株式会社長崎経済研究所	長崎市江戸町 6番5号	調査研究業務	平成元年 6月22日	30	100 (100)	-	-	-	100

(注1) 資本金又は出資金は単位未満を切り捨てて表示しております。

# 主な業務の内容

業 務		内 容	福岡銀行	熊本銀行	親和銀行	十八銀行
預金業務	預 金	当座預金	●	●	●	●
		普通預金	●	●	●	●
		決済用普通預金	●	●	●	●
		総合口座	●	●	●	●
		貯蓄預金	●	●	●	●
		通知預金	●	●	●	●
		定期預金	●	●	●	●
		財形預金	●	●	●	●
		別段預金	●	●	●	●
		納税準備預金	●	●	●	●
		非居住者円預金	●	●	●	●
		外貨預金等	●	●	●	●
		譲渡性預金	譲渡可能な定期預金	●	●	●
貸出業務	貸 付	手形貸付、証書貸付および当座貸越	●	●	●	●
	手 形 の 割 引	銀行引受手形	●	●	●	●
		商業手形	●	●	●	●
商品有価証券売買業務		国債等公共債の売買業務	●	●	●	●
有価証券投資業務		預金の支払準備および資金運用のため国債、地方債、社債、株式、その他の証券への投資	●	●	●	●
内 国 為 替 業 務		送金為替、振込および代金取立等	●	●	●	●
外 国 為 替 業 務		輸出、輸入および外国送金その他外国為替に関する各種業務	●	●	●	●
受 託 業 務		社債、地方債の受託および一般債振替制度における発行、支払代理人の業務	●	●	●	●
信託業務	特別障がい者扶養信託（特定贈与信託）	相続税法の規定に基づき、特別障がい者の生活の安定を図ることを目的として、個人が特別障がい者を受益者として設定する金銭信託	●			
	公 益 信 託	教育助成、国際研究協力、自然環境の保全等の公益を目的として設定する金銭信託	●			
確 定 拠 出 年 金 業 務		確定拠出年金法における運営管理業務・商品提供業務	●		●	●
附帯業務	代 理 業 務	日本銀行代理店業務	●		●	●
		日本銀行歳入代理店業務	●	●	●	●
		国債代理店業務	●		●	●
		地方公共団体の公金取扱業務	●	●	●	●
		勤労者退職金共済機構等の代理店業務	●	●	●	●
		株式払込金の受入代理業務および株式配当金、公社償元利金の支払代理業務	●	●	●	●
		日本政策金融公庫等の代理貸付業務	●	●	●	●
		信託代理店業務	●	●	●	
		住宅金融支援機構代理店業務	●	●	●	●
	保護預りおよび貸金庫業務			●	●	●
	有価証券の貸付			●	●	●
	有価証券の私募の取扱い			●	●	●
	債務の保証（支払承諾）			●	●	●
	金の売買および保護預り			●	●	●
	国債等公共債、証券投資信託の振替決済口座管理			●	●	●
	国債等公共債の引受			●	●	●
	国債等公共債および証券投資信託の窓口販売			●	●	●
	投資一任契約の締結の代理および媒介			●	●	●
	金融商品仲介業務			●	●	●
	保険商品の窓口販売			●	●	●
	クレジットカード業務			●		
	短期社債等の取扱い			●		
	金利・通貨等のデリバティブ取引			●	●	
	ビジネスマッチング業務			●	●	●
	M&Aに関する業務			●	●	●